

# 認可地縁団体が出資者として株式保有できることの明確化 [県・市町連携提案 姫路市]

## 現状

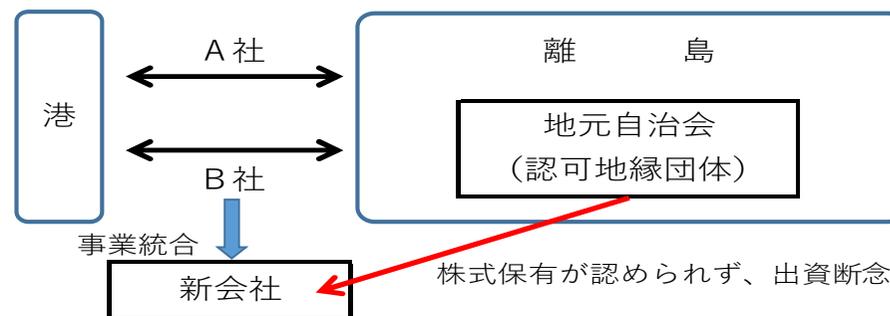
### ○地方自治法第260条の2

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

→公証役場において「株式会社の登記に認可地縁団体は記載できない」との運用がなされているが、認可地縁団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない。

## 支障事例

○離島航路を運航する2社の事業統合による新会社の設立に際して、事業者と地元自治会（認可地縁団体）で新会社の株式を購入して法人設立の登記をしようとしたが、地元自治会の出資は認められなかった。



## 提案

- ・認可地縁団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにすること。
- ・あわせて、通知等により公証役場等に対して明確にすること。

## 対応方針概要

### 【地方自治法の改正】

○地縁による団体に対する市町村長の認可については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、これを可能とする。

→保有資産に関する認可要件がなくなることにより、公証役場において認可地縁団体は株式保有できないと誤認される事案が生じなくなる

# 特別永住者証明書の交付方法の弾力化 [県・市町連携提案 宝塚市]

## 現状

- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法、同法施行規則
  - ・「特別永住者証明書」の有効期間は7年間。
  - ・特別永住者は7年毎に特別永住者証明書を更新申請しなければならず、申請時と受取時の2回の出頭義務が課せられている。

## 支障事例

- 更新申請時と交付（受領）時の2回ともに市役所窓口に来庁しなければならず、申請者の負担はもとより窓口の事務負担にもなっている。
  - ※ マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受取時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。



特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(16歳以上の同一世帯の親族)または取次者(別居親族)が申請時に来庁した場合は、郵送による交付を可能とすること。

## 対応方針概要

- 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。
  - ・住居地以外の記載事項の変更の届出に係る交付
  - ・有効期間の更新の申請に係る交付
  - ・紛失等による申請に係る交付
  - ・汚損等による申請に係る交付

# マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長等 (更新可能な場所の充実)

## 現状

- マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日まで。
- 一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。

## 支障事例

- カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。
- 特別定額給付金のオンライン申請にあたり、電子証明書の有効期限(5年)更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多くいたため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウン。



- ・電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。
- ・電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。

## 対応方針概要

### 【地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正の改正】

○以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する郵便局において取り扱わせることができる事務に追加する。

- ・電子証明書(署名用、利用者証明用)の発行の申請の受付及び当該申請に係る電子証明書の提供並びに電子証明書の失効を求める旨の申請の受付

→郵便局での電子証明書の更新(有効期限の延長)が可能となる

# 災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築

## 現状

### ○公共土木施設災害復旧事業査定方針 第12

査定は原則として実地にて行うものとするが、申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる。

## 支障事例

- 実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。



- ・ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。
- ・机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。

## 対応方針概要

- 災害査定については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能であることを、地方公共団体に通知する。〔令和2年9月、10月通知済み〕
- 机上査定の拡大については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論を得る。

# 多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化

## 現状

○農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施している。

## 支障事例

- 高齢の農業者が事務を担っている活動組織が大半で、毎年の活動記録や金銭出納簿、実績報告など多くの書類作成に苦慮。
- 交付金の制度改定が毎年行われ、それに伴って事務様式も毎年変更されるため、活動組織を指導する市町担当者の負担も大きい。
- 事務負担が大きいこと等を理由に、平成30年度末は県内の70組織が活動期間（5年間）終了後に共同活動を継続しなかったため、約800haの活動区域が減少し保全体制に支障が生じた。



## 提案

活動組織および市町の事務負担を低減するため、「活動記録」の実施日記載欄や「金銭出納簿」の支出内訳を省略するなど報告様式を簡素化すること。

## 対応方針概要

○多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する報告書の様式の変更を必要最小限とするとともに、活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。

# 市町がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化 [県・市町連携提案 佐用町]

## 現状

### ○診療放射線技師法第26条

診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき

※平成26年の診療放射線技師法の改正により、診療放射線技師による胸部エックス線検査は、病院・診療所以外の場所で、医師の立会いがなくても実施が可能となった。

## 支障事例

- 郡部においては、医師不足等により立会い医師の確保が困難
- 立会い医師への報酬が高額なため、検診回数が限られる



## 提案

緊急時は医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。

## 対応方針概要

- 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。